

2025年度SDGs未来都市

制度概要

SDGs未来都市計画に基づく事業を「新しい地方経済・生活環境創生交付金(以下「第2世代交付金」とする)」の優先的な支援対象とすることにより、さらなる地方創生の進展を図る。

- これまで「自治体SDGsモデル事業」に選定した10自治体のみに補助金による支援を行ってきたが、**全ての「SDGs未来都市」**を資金的支援の対象とする。
- 既に選定された「SDGs未来都市」(207自治体)が策定した**「SDGs未来都市計画」に基づく事業**に対しても、第2世代交付金の優先的な資金的支援の対象とする。

	2024年度までの制度	2025年度からの制度
支援内容	自治体SDGsモデル事業に選定した10自治体に資金的支援	・ 全てのSDGs未来都市が支援対象 ・ SDGs未来都市計画に基づく事業について、優先的に第2世代交付金を付与
支援額	定額1,000万円＋ 上限1,000万円(補助率1/2)	都道府県・中枢中核都市：上限15億円(補助率1/2) 市区町村：上限10億円(補助率1/2)
支援期間	1年間	原則3か年度、最長5か年度
弾力措置	自治体ごとの交付金数の上限に加え1件の申請が可能	第2世代交付金の上限(10件)に加え2件の申請が可能

2025年度SDGs未来都市

2025年度選定の概要

- 中長期を見通した**持続可能なまちづくり**に向けて、地方創生に資する、地方自治体によるSDGsの取組をさらに推進していくため、モデルとなる先進事例の創出と普及展開が必要。
- 経済・社会・環境の三側面をつなぐ統合的取組による相乗効果、新しい価値の創出を通じて**、持続可能な開発に取り組む地方自治体を対象に以下の支援を実施。

01

「SDGs未来都市」の概要

先進的な取組を講じる自治体を「SDGs未来都市」に選定し、地方創生の一層の促進を図る。

02

スケジュール※変更の可能性があります

- ・受付期間：4月1日～4月10日
- ・審査期間：4月15日～5月中下旬ごろ
- ・結果公表：5月中下旬
- ・授与式：7月下旬ごろ

03

選定によるメリット

- ①「SDGs未来都市計画」に基づく事業は、新地創交付金の優先的な資金的支援の対象となる。
- ②自治体SDGs推進評価・調査検討会によるフォローアップ（助言・支援）を受けることができる。

【問い合わせ先】

内閣府地方創生推進室 SDGs班

メール：g.local-governments-SDGs@cao.go.jp

電話：03-5510-2199